

# 反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	(6) 携帯電話等エリア整備事業	本省	—	3,165	1,511	▲1,654	▲435
事業の概要	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設（LTE以降の無線設備等）や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、それらの整備費用の一部を補助する。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 事業の方向性

一部の携帯電話事業者から、「2023年度末までに、全てのエリア外人口を解消する」旨の計画が提出されている中で、「エリア外人口の解消」を目的とする事業を継続する必要性は認め難いことから、事業を抜本的に見直すべき。

### 2. 成果指標の妥当性

事業の抜本的な見直しの結果、仮に、非居住エリアで本事業を実施する必要性が認められた場合には、適切な成果指標（定量的指標と終期目標）を設定すべき。

その上で、効果検証が可能となるよう、当該成果指標を含めて、事業実施前後に、必要なデータを総務省に報告するよう、交付要綱を見直すべき。

## 反映の内容等

### 1. 事業の方向性

基地局施設の整備に対する補助について、その目的を、居住エリアにおける携帯電話サービスの確保（「エリア外人口の解消」）から、非居住エリアのうち、携帯電話事業者による自主整備が困難であるが災害対応等の観点から携帯電話サービスの確保が特に必要なエリアにおける圏外解消とするなど、事業のあり方の見直しを実施した。  
(反映額: ▲435百万円)

### 2. 成果指標の妥当性

非居住エリアの圏外解消について、本事業の対象地域を3つのカテゴリー（道路、火山、その他）に分類した。

本事業の中心である道路については、全国を500m四方に区分したメッシュ（網目）のうち、道路を含むメッシュのエリアカバー率を成果指標とすることとした。

令和2年度からの10年間で、携帯電話事業者による自主事業を基本として道路を含むメッシュの圏外解消を概ね達成することを目指すこととし、本事業については、事業者の自主事業を補う観点から、令和6年度までの5年間を集中対策期間として実施することとした。

効果検証については、事業実施前後の携帯電話の利用状況に関するデータの報告を総務省に行うよう、交付要綱を見直し、2020年度から実施する予定としている。